

○湯沢市ふるさと企業振興補助金交付要綱

平成31年 3月28日

告示第24号

改正 令和3年3月31日告示第60号

改正 令和3年7月30日告示第105号

改正 令和3年9月29日告示第109号

改正 令和5年3月28日告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ふるさと企業振興補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、湯沢市ふるさと企業振興基本条例（平成27年湯沢市条例第36号。以下「条例」という。）の基本理念に基づき、ふるさと企業（条例第2条第1号のふるさと企業をいう。以下同じ。）が行う設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、当該企業の持続的発展による地域雇用の安定を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、要件、経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとし、補助金は、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の交付を受けようとする事業が、国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金の交付を受けようとする事業である場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税等の滞納がないふるさと企業及び湯沢市工業等振興条例（平成17年湯沢市条例第179号）第5条の適用事業所（別表において「適用事業所」という。）とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業を実施する前までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添

えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 事業実施に係る計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出した後、次条の規定による補助金の交付の決定の前に補助対象事業を行おうとするときは、当該申請書にその旨とともにその理由を記載しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて産業支援機関等関係機関に助言を求め、速やかに補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(指示及び検査)

第7条 市長は、必要に応じ補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して補助事業に関し報告を求め、若しくは指示し、又は必要があるときは、事業所等に立ち入り、補助事業の実施状況を検査することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が終了したとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、30日以内又は当該事由が発生した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項に規定する補助金等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の状況及び実績が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、当該実績報告書の内容が補助金等交付申請書の内容及び交付決定の内容に適合するかどうかを審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、規則第16条に規定する補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、補助金の交付年度終了後5年間、市長の求めに応じ、各年度における補助事業の成果等に関する報告をするものとする。

2 補助事業者は、市が行う補助事業の成果の広報等に協力するものとする。

(関係書類の整理等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付が終了した日の属する年度の翌年度から5年間、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和3年3月31日告示第60号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月30日告示第105号)

この告示は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日告示第109号)

この告示は、令和3年9月29日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月28日告示第70号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業の種類	要件及び補助対象経費	補助金の額
設備投資事業	過去3年間、市内に居住する期限に定めのない雇用者（雇用保険の一般被保険者。以下「常用雇用者」という。）の数を維持しているふるさと企業が、次のいずれか一つ以上の効	事業に要する経費の20%以内の額とし、100万円を上限とする。 ただし、従業員（役員及び労働基準法（昭和22年

	<p>果が見込まれる取得価額が160万円以上の機械及び装置（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第3号に規定する機械及び装置並びに法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する機械及び装置）の取得に要する経費</p> <p>（1） 作業効率化 1.0%以上改善</p> <p>（2） 品質向上 歩留0.5%以上改善</p> <p>なお、高齢者等（65歳以上の者並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の就業割合が10%以上の場合は加算措置を講ずる。</p>	<p>法律第49号）第21条において解雇の予告の適用を受けない者を除く。）に占める高齢者等の割合が10%以上の場合は、事業に要する経費の30%以内の額とし、300万円を上限とする。</p>
省エネルギー設備導入事業	<p>過去3年間、常用雇用者数を維持しているふるさと企業が、省エネルギー診断の内容に基づき、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備の導入又は改修工事に要する経費</p>	<p>事業に要する経費の30%以内の額とし、100万円を上限とする。</p>
自家消費型発電設備等導入事業	<p>過去3年間、常用雇用者数を維持しているふるさと企業が、省エネルギー診断の内容に基づき、自ら事業に</p>	<p>対象となる自家消費型発電設備等の電力量kW・kWh当たり5万円とし、500万</p>

	使用する電力の自家消費のための太陽光発電設備、蓄電設備等の導入に要する経費	円を上限とする。
雪対策事業	過去3年間、常用雇用者数を維持している常用雇用者数10人以上のふるさと企業が、雇用者駐車場の敷地拡張に伴う消融雪装置又は除雪機の取得に要する経費	事業に要する経費の20%以内の額とし、100万円を上限とする。
操業環境整備事業	1 過去3年間、常用雇用者数を維持している常用雇用者数10人以上のふるさと企業が生産規模の拡大に資する300万円以上の操業環境を改善するための設備更新又は浄化槽の新設に要する経費 2 適用事業所が浄化槽の新設に要する経費	事業に要する経費の30%以内の額とし、5,000万円を上限とする。
立地環境整備事業	適用事業所が、成沢工業団地に直接事業の用に供する工場等を建設するための基礎杭工事又は地盤改良工事に要する経費	事業に要する経費の3分の2以内の額とし、5,000万円を上限とする。
資格取得支援事業	ふるさと企業が、従業員の人材育成のため、計画的かつ積極的に次のいずれかの資格取得又は技能検定に要する経費 (1) 教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座(同等の内容のものを含む。) (2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)による免許、技能講習、特別教育及び安全衛生教	補助金の対象となる従業員1人当たり、事業に要する経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。 ただし、当該年度に交付する補助金は、1事業所につき30万円を上限とする。

	<p>育</p> <p>(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能講習、検定等</p> <p>(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による第一種運転免許（大型免許、中型免許、けん引免許及び大型特殊免許に限る。）及び第二種運転免許</p>	
--	--	--